

【注意喚起】スリランカの電子渡航認証（ETA）の事前取得について

2025 年 10 月 8 日

在スリランカ日本国大使館

（ポイント）

スリランカ移民局は、2025 年 10 月 15 日から、観光目的でスリランカに渡航する全ての外国人旅行者に対し、到着前に電子渡航認証（ETA）の取得を義務付けると発表しました。

（本文）

1 これまでスリランカに観光目的で入国される方は ETA を事前に取得するか、スリランカ到着時に空港でオンアライバルビザ を取得して入国することができましたが、2025 年 10 月 15 日から、到着する前に ETA の取得を義務付けられました。そのため、10 月 15 日以降にスリランカに到着する日程で渡航される方は、以下のスリランカ政府のサイトにて事前に取得するようにしてください。

ETA 公式ウェブサイト：<https://eta.gov.lk/>

2 ETA 申請上の留意点

（1）オンライン申請をした場合、スリランカへの渡航は必ず承認通知が届いてからにしてください。「照会」の通知が届いた場合は指示の内容に従ってください。

（2）ETA のオンライン申請中にシステムエラーとなり ETA を取得出来なかったにもかかわらず、手数料だけ徴収されてしまったといったケースがあります。その場合、スリランカ移民局の下記の連絡先に連絡してください。

（2）不当に高い手数料を要求する代理申請サイトの存在も確認されていますので十分注意してください。その他ご不明な点がある場合には、スリランカ移民局に照会してください。

○スリランカ移民局

Hotline：+94 71 9967888

電話+94 11 2777638 月曜日～金曜日 09：00 ～ 16：00 （祝祭日は除く）

Web Site: www.immigration.gov.lk

E-Mail：controllor@immigration.gov.lk